

令和 7 年度環境配慮契約法基本方針検討会 電力専門委員会（第 1 回）議事録

出席委員：岩船委員、小川委員、高村委員、藤野委員、松田委員、松村委員（座長）、
横川委員、米山委員（五十音順）

1. 日 時 令和 7 年 7 月 4 日（金）9 時 30 分～11 時 30 分

2. 場 所 インテージ秋葉原ビル 12 階会議室及び Web 会議

事務局： 本日はお忙しいところ、お時間をいただきまして、誠にありがとうございます。定刻になりましたので、これより令和 7 年度第 1 回環境配慮契約法基本方針検討会電力専門委員会を開催いたします。本日の専門委員会につきましては、実際の会議室と Web 会議のハイブリッド方式で行います。Web 会議における具体的なご発言の方法などについては、後ほどご説明いたします。また、本専門委員会は環境配慮契約法基本方針検討会開催要領の規定により、原則公開となっており、動画チャンネルで Web 会議の内容を配信しております。それでは、会議に先立ちまして、環境省大臣官房環境経済課長、平尾よりご挨拶申し上げます。

環境省（平尾課長）： 環境省環境経済課の平尾でございます。委員の皆様、本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。昨年度から引き続きということで、今年度もありがとうございます。昨年度、色々ご議論いただいた中で、しきい値の変更でありますとか、再エネ電力比率等の内容を変えていくということにつながってきております。総合評価落札方式についても、ご議論を賜っていたところでして、今年度も議論を続けていこうというふうに思っております。この会議を何度かインテンシブに開催させていただきたいと思っております。カーボンニュートラル宣言以降、様々な取組が進んでおりますけれども、ご承知のとおり、2 月に、2030 年の先の取組を議論しまして、温暖化対策計画を決めて、NDC を決めて、GX ビジョンまで決めてということで、その中で政府実行計画も併せて決定されております。国の率先行動、あるいはその実行手段として環境配慮契約法、姉妹のグリーン購入法と併せてですけれども、期待が高まっているというふうに考えております。グリーン電力の契約の検討について、電力専門委員会を継続させていただいておりますけれども、総合評価について議論を深めて、今後につなげていきたいというふうに考えております。今年度 3 回程度予定されておりますけれども、忌憚のないご意見を賜りたいと思っております。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

事務局： （Web 会議システム説明：省略）

事務局： （委員紹介：省略）

事務局： それでは、以降の進行は松村座長にお願いしたいと存じます。

松村座長： それでは、議事に入ります前に、事務局から本日の議事予定、資料の確認をお願いいたします。

◇本日の議事予定

事務局： 本日の会議は、11 時 30 分までの 2 時間を予定しております。

◇配付資料の確認

事務局： 資料につきましては、7 月 1 日に事前に送付をしております。

配 付 資 料

- 資料 1 令和 7 年度環境配慮契約法基本方針検討会電力専門委員会委員名簿
- 資料 2 電気の供給を受ける契約における総合評価落札方式の導入について
- 資料 3 令和 7 年度環境配慮契約法基本方針等検討スケジュール（案）
- 参考資料 令和 7 年度環境配慮契約法基本方針検討会開催要領

3. 議 題

松村座長： それでは議事に入らせていただきます。本日は議事次第にあるとおり、（１）電気の供給を受ける契約に係る検討事項等について、（２）検討スケジュールについて、（３）その他について議論していただく予定です。（１）の本専門委員会における検討事項等に関する議論が中心になります。それでは、事務局より資料 2 の説明をお願いいたします。

（１）電気の供給を受ける契約に係る検討事項等について

環境省： （資料 2 説明：省略）

松村座長： ありがとうございます。資料 2 の説明をいただきました。総合評価落札方式の導入に向けて、スケジュールや具体的な項目の案が示されましたが、今の説明に関して、ご質問、ご意見をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。すでに事務局から説明があったのですが、検討スケジュールに関しては、2027 年度から導入するという事務局案、除算方式、加算方式に関しては除算方式という案、評価項目基準に関しては具体的に出していただきました。その中で、メニュー別排出係数で評価することの是非も大きな論点になると思います。それから標準点、加点項目の過不足がもしあれば、早めに議論する必要があると思います。それ以外にも評価項目の具体的な数値や配点についてもご説明をいただいたのですが、時期、それから除算、加算方式、さらにメニュー別排出係数で評価するか否かということによって、大きく変わってくると思いますので、ここが決着しないと議論しにくい面もあると思います。従って、質問に関してはあ

らゆることについて受けますが、議論については、可能であれば事務局案に関する賛否
というか、除算、加算方式、評価項目基準に対する意見、それからスケジュールに関す
る意見を中心にご意見を承り、その関連でもしあれば、配点や数値についても、ご意見
を承れればと思います。ご意見、質問等あれば、ぜひお願いします。

米山委員： 18 ページのご説明の中で、加点項目の二酸化炭素排出係数のところで、こういった
ものも加点項目に追加するとありました。そこで、減点もあり得るというふうにおっし
ゃったように思ったのですけれども、減点というのはどういうことか。1 番の標準点の
事業者全体またはメニュー別排出係数として、メニュー別にした時に、事業者全体とし
た時に、3 番目の排出係数のところが追加だけではなくて減点にもなるという意味でし
ょうか。

松村座長： 質問でしたので、事務局から回答をお願いします。

環境省： ありがとうございます。事務局案としては、標準点では現状の裾切りと大差がなくな
ってしまうので、メニュー別排出係数で考えてはどうかと思っております。一方で、加
点項目の二酸化炭素排出係数に関しては、全体として事業者全体の排出係数を引き下げ
ていきたいという思いもありますので、事業者全体で二酸化炭素排出係数について評価
できればと考えているところです。加点、減点というところですが、例えば事業者全体
での二酸化炭素排出係数を、例えば 0 点を、今現状だと 0.520 に設定した場合に、0.519
とかでギリギリ入ってきている事業者と、0.523、0.560 とか、かなり大きく上回ってい
るところで大して差がつかない状態になってしまうので、そこを減点方式にすることで
大きく減点させて、著しく排出係数が高い事業者と契約できないようにしてはどうかと
考えているところです。今、共有させていただいたのですが、イメージとしてはこのよ
うかたちで大きく減点させてはどうかと考えているところです。

松村座長： 今の回答でよろしいでしょうか。

米山委員： 加点項目で減点というので疑問に思ったのですけれども、わかりました。1 番のと
ころで「Or」のところがポイントということですね。ありがとうございました。

松村座長： 私が言うのは差し出がましいのですが、加点項目とするか、加減点項目とするかは、
基準の置き方の違いだと思います。例えば二酸化炭素の排出係数で、X を基準にして、
それよりも低ければ加点する。その X の値をすごく低いところに設定した上で、それを
下回った場合にはマイナス点とするか、あるいはその X をすごく高い値にする、排出係
数がすごく高いところから出発して、それよりも低ければ加点という格好にする、およ
そ加点しかありえない格好で加点の大小を競うという格好にするのかは、見せ方の問題
だと思います。どちらもあり得るのではないかな。基準点の話だけではなくて、文字どお
り加点と考えるのか、加減点とするのかというのは、本質的に同値なやり方で設計でき

ると受けとめました。

横川委員： これまでも総合評価落札方式の検討を早期に実施してはどうかと申し上げており、この度、総合評価落札方式の準備をしていただき、感謝申し上げます。導入スケジュールも、排出係数 0.435 という次のしきい値を引き下げるタイミングで導入するという案が示されました。これについては非常にいいことだと思っております。また、総合評価落札方式の中で除算方式と加算方式で 2 つの種類の説明があり、それぞれ特徴を踏まえて、電力の場合は除算方式としてはどうかという説明がありましたが、電力というサービスを踏まえると、除算方式の方が合うと考えております。その上で、今回の除算方式での例を 18 ページで示していただいております。ここでメニュー別排出係数という説明がありました。これは非常に重要と思っており、強く賛同します。事業者の努力によって、電力メニューで排出係数をご提供できるという努力が反映されることは非常に大切なことだと思っております。一方でその標準点については、実質裾切りということで、満たす場合は 100 点、満たさない場合は 0 点という案が示されております。以前の議論でも、完全に 0、100 ではなくて、多少の融通性のある考え方を検討してはどうかという議論もありましたが、入札に参加できたとしてもしきい値を満たさなかった場合は実質的に 0 点になってしまうため、0、100 でない、もう少し緩やかなやり方もあると思っております。メニュー別排出係数とも関わってくるため、少し議論が必要と考えております。

また、2050 年のカーボンニュートラルに向けては、再生可能エネルギーに限らず、脱炭素電源由来の電力も今後は必要になってきます。そういった意味では、標準点や加点項目において再エネだけの割合に限定すると、ミスリードになってしまうとも考えております。非化石電源、脱炭素電源というところも、いくつか評価項目に加えてはどうかと考えております。以上でございます。

松村座長： ありがとうございます。後ほど事務局に回答いただくのですが、少し理解できない点がありました。基準点のところでは 0、1 という、事実上の裾切りのやり方をして、それで柔軟な対応ができなくなるというのに対する懸念をご指摘になった。それは標準点という考え方をやめて、全て加減点という格好で評価してほしいということですか。この値を変えるというのは、加減点というところの設計、もちろん細かいところは問題があり得ると思うのですが、それはまさに加減点というところの発想なので、標準点という発想をやめるべしと言ったということですか。

横川委員： まさに標準点でばっさり切られるよりは、加減点の方が切られないという意味で、様々な側面で評価するとマイナスの評価となってしまいますが、加減点で、という趣旨でございます。

小川委員： 質問がまずいくつかありますので、質問を少しさせていただいて、それにお答えいただいた上で意見を少し申し上げることができればと思いますので、よろしくお願いいたします。

たします。

松村座長： それではまず質問だけいただいて、その後まとめて回答いただき、もう一度発言いただくということでいいですか。

小川委員： はい、結構です。質問の1番目は、もしかしたら今日の説明のスライドでは直っていただかもしれないのですけれども、スライド20とスライド21のところ、ページ12とページ13が出てくるのですけれども、その該当のところを見ても説明が繋がらないので、スライド20のページ12というのはページ19、ひとつ前のメニューのところを言っていて、スライド21のページ13というのは、ページ20のその前のスライドのことを言っているのではないかと思うのですけれども、そこを確認したいというのが1点目の質問です。

それから2点目の質問は、しきい値について、スライド11のところで、一応2040年の方向性まで含めて出されているというところで理解しましたが、もうひとつの再エネ電力比率、スライド13の方ですね、これが2030年度までのところで一応具体的なものの説明は止まっている状態ですけれども、その前のスライド12のところで、2040年度において調達電力の80%以上を脱炭素電源由来の電力ということで考えているという記載がありますので、多分2040年のところは80%というのを置いて、先を考えていくということだと思いますが、そういった意味で、再エネ電力比率をある程度評価の対象に入れるということは今回少し加えられて重要な部分だと思いますので、2040年までのところをちゃんと示すということで、ただその時に2040年までのものは再エネという言い方ではなくて、脱炭素電源由来の電力となっているので、この脱炭素電源由来の電力というのは、具体的に定義としてはどうなっているのかということのを少し説明していただきたいということでございます。

それから3点目の質問は、例えばスライド17で現状のものに対して試しで計算されたものの入札価格の価格点が、580万円を1万円で割って、580点とかそういう点の付け方をしているということに対して、スライド21の試しのシミュレーションの方で行ったものは、入札価格が1000円単位で27273なのですけれども、それを100で割った値を使って計算をして0.5133という数字が出てきているのではないかという気がするのですけれども、なぜ100で割るということをしているのかというところが理屈としてわからなかったもので、どういう考え方を採ったのかというところを説明していただきたいということでございます。

それから同じく質問としては、今の再エネのスライド21のところで、再エネの割合というのが調達電力に対する割合ということで、例えばDとかEは排出係数が事業者全体では今の基準を満たさない、0.435を満たさないかたちになるので、メニュー別を対象にするというお話であったと思いますが、そのメニュー別を対象にするということであると、調達電力の再エネ割合という部分が、逆に45%とか40%とか一番低い数字になるというのは、何となく事業者全体はこういうイメージでわかりますけれども、調達電力の再エネ割合ですから、メニュー別だったら、メニューの部分だけを捉えて考える必要が

あつて、もっと高い数字になるのではないかという気も直感的にはするのですけれども、そのところがどうなっているかというところを少しご説明いただけないかというふうに思います。以上が質問です。

松村座長： ありがとうございます。藤野委員が手を挙げておられて、藤野委員は出席できる時間が限られるので、先に伺った後でまとめて回答をお願いします。

藤野委員： 私の意見としては、脱炭素電源の定義というか考え方ですけれども、将来的、2050年に向けては確かにいろいろ電源が入ってくると思うのですけれども、まず当座、特に2030年まではやはり再生可能エネルギーを中心に、できるだけ公共が調達していくというようなかたちが望ましいのではないか。さらに言うと、できるだけ地域の資本であったり、事業者が作り出している再エネ電源であったりを、地域でお世話になっている公共の、国に関連する施設がしっかり使って後押しするような、そういった方向性をぜひ示していただきたいと思います。

スケジュールについても良いと思っています。総合評価自体は今からでも別にやってもいいという理解でおりますので、事務局におかれましては、ぜひ良い事例、さらにいろいろなプレイヤーの方に、今からでも良い事例を作っていくことも大事だと思います。以上になります。ありがとうございます。

松村座長： ありがとうございます。小川委員からかなり具体的な質問も出ておりますので、事務局の方から回答をお願いいたします。

環境省： 最初に横川委員からお話があったところだと、横川委員からは二酸化炭素排出係数に関しては0か100かといったお話があったのですけれども、まず除算方式で考えると、標準点という考え方がありますので、これをクリアすれば100点で、クリアしなければ0点というかたちになります。除算方式であれば、標準点で考えると0か100という考え方で作られていくのかなと思います。加点項目でということだと、今、現状で配点例が階段状に作られていますけれども、そこは昨年度座長からもお話があったとおり、線形的に連続的に、階段状ではなくて連続的に評価するというやり方もあり得るのかなと思いますので、0か100にはならないですけれども、0、20、30というかたちで階段状になるのではなくて、連続的に評価ができる、線形の考え方で評価するのであれば、そういう考え方でできるのかなと考えております。

小川委員からお話がありました、20ページ目と21ページ目の「p12で示した標準点の条件を満たす場合は」と「p13の配点例でのシミュレーション」というところは、事務局の誤りで申し訳ございません。こちらは「P18で示した標準点の条件を満たす場合は入札参加資格付与」というかたちに修正させていただきます。21ページ目ですと、「総合評価落札方式の検討（P20の配点例でのシミュレーション）」というかたちに修正させていただきます。申し訳ありません。

藤野委員からもお話いただきましたけれども、環境省としては2030年度と2030年度

以降というところを分けて考えておりまして、政府実行計画の中でも、調達電力の再生可能エネルギー電力を 60%以上という目標と、あとは 2040 年度においては、民間の脱炭素電源の調達状況というのを考慮しつつ、80%以上を脱炭素電源由来の電力とするものという目標を、2 段階に分けて作っておりますので、まずは 2030 年度までの再生可能エネルギーの電力の 60%以上というところの目標を考えていきたいなというところではありますが、もちろん、2030 年度以降も見据えて進めていくことは重要かと考えております。

21 ページ目でお話いただきました、再エネ割合がもう少し高い割合になるのではというところは、確かにおっしゃるとおりですが、こちらはあくまでシミュレーションなので、そういったご指摘もあるかとは思っておりますけれども、まずは想像しやすいように作ったところです。こちらでお示ししたかったのが、B の事業者が契約できるというかたちになっていきますけれども、環境配慮点が 2 位、価格順位が 4 位の、ある程度、環境配慮されていて、価格がある程度安い事業者と契約ができるというようなところをお見せできればと考えておりました。

環境省： 21 ページ目で示しました価格点に関してですが、今回 21 ページ目では入札価格と予定価格の割合を出しまして 100 を掛けておりますが、このやり方というのが、公共工事の方で除算方式の総合評価落札方式の導入がされておりますけれども、そちらのガイドラインが出ておりまして、そちらで価格評価点の算出方法を示しておりますが、そちらの考え方から引用したのになっております。

環境省： もう少しだけ補足しますが、脱炭素電源の定義のお話がありましたけれども、再エネに加えて、その他の脱炭素電源、エネルギー基本計画で今回の改定で出てきた概念ですがけれども、原子力だったり、グリーン水素由来のゼロエミッション火力ということも視野に入ってくると思いますが、そういったところも念頭に置いて表現されていると承っております。温暖化対策計画やエネルギー基本計画を受けて、政府実行計画でこうしようとなったものをどう反映するかということですので、政府実行計画に書いてあることを尊重してやっていくということかというふうに思っております。それから 17 ページの例で言うと、ほんの一例と申し上げたところは、若干数字の話と絡んできまして、メニュー別係数と事業者全体の排出係数をどう見るかというところで、21 ページのシミュレーションは、評価しているのが、総合評価でやっているのが、むしろ事業者全体の排出係数を加減点項目にした場合に、メニュー別係数のところで裾切りというか基礎点として、加減点のところを事業者全体の取組を見るというふうにした場合にこうなるかなということでございまして、その点自体論点ですので、そういう意味では理念系というか、こういう数字になっているということですので、加減点もメニュー別係数でやろうとなった場合はこういうかたちにならないというのは、おっしゃるとおりだと思います。

小川委員： 価格点のところ、少しまだ疑問が残りますので確認したいのですが、除算

方式ということで計算した 0.5133 というのが出てくるのは、A のケースですけれども、100 点と、それから加算点の 40 点の 140 を、その隣にある入札価格の絶対値の 27273 を 100 で割った数字で割ると 0.5133 という数字が出てくるので、それで他もみんな大体同じ結果が、その数字が出てくるためにはそういうことなので、除算方式の方は入札価格の生の数字を使っているけれども、ただ 100 で割った状態で使っているということで、その論拠は何なのかということをお聞きしたかったんですね。加算方式の方は具体的には数字が出ていないのですけれども、環境配慮の加算点の 40 点と、それから価格点評価ということで出てくる 9.09 を足した 49.09 というのが、それぞれ A から E まで出てきて、それで順位が決まるという話でやられて、本当はそここのところの数字もちゃんと示して、加算方式ではこうなると見せていただいた方が良かったと思うのですけれども、そういった意味でお聞きしたかったのは、除算方式の方で入札価格の生の数字を 100 で割って、それで計算をしているように思いましたので、その論拠は何ですかということでお聞きしたかったのですが。

環境省： 先ほどの説明が間違っておりまして、大変失礼いたしました。公共工事のガイドラインを参考にしているというところはそのとおりなのですが、確かにおっしゃっていただいたとおり、除算方式に関しましては、技術評価点、標準点プラス加算点を価格で割ったやり方になっておりまして、それに 100 を掛けた 0.5133、A 社で言いますと 0.5133 という値を示しております。一方で入札価格と予定価格の差で出したその 9.09 という数値は、加算方式で用いるものでございまして、おっしゃっていただいたとおり、加算方式の場合は、環境配慮技術点 40 点に 9.09 を足して総合評価の点を出すという方式でございまして、今回ここで総合評価順位のところで示している点数というのは、除算方式で出しているものですので、標準点 100 点に環境配慮の 40 点を足して、それを入札価格の絶対値で割っている、そういう方式で出したものでございます。

小川委員： わかりました。ありがとうございます。それでは、少し意見の方を申し上げたいと思います。ひとつは、0.435 に下げる 27 年度をある程度対象にして、これから議論を詰めていって、総合評価落札方式を導入することを考えたいと。それは一応方向性としては 2030 年を目指してということもありますけれども、さらにその先の 2040 年とかあるいはカーボンニュートラルを目指して、強化をしていかなければいけないという状況を考えて時には、ある程度これまでの裾切り方式に対して、より環境を考えた方式で採択をしていくということで考える必要があるのではないかと思いますので、そういった意味ではこのようなスケジュール感で取り組んでいくと。ただ、十分に議論をして、それなりに内容を細かく詰めて、納得がいく状態にした方がいいというふうに思いますので、今すぐということではなくて、2 年とか 1 年半くらい後ですかね、その辺でちゃんと導入ができるように進めていくということではないかというふうに思います。1 点目の意見として、除算方式でやるという方を採用したいと考えているということを途中でご発言になっていたと思いますが、これもご説明の中であったように、除算方式でいった場合に、例えばスライド 21 で D とか E にあたるものが、あるいはその前

のものでもいいのですけれども、価格をかなり低いところへ下げれば、それはどこかで 1 位になって出てくるというところがあって、そこが除算方式の場合は極端に出る可能性があるという心配があるということを懸念点として挙げられていたと思いますので、そういった意味では、スライド 21 ですか、あるいはその前のところでご説明になった、スライド 17 のところでご説明になったもので、1 位から 4 位までの順位の関係が、上下で、価格が一体どのぐらい下がると逆転することになるのかというのをしっかり吟味をした上で除算方式のその価格点にあたるものとして、何を取ってきて割り算をするといいいのか。そういった意味では、実際の価格を持ってきて、それを 1 万円で割るとか、そういったやり方をやっている、何となく恣意的にある事業者を選んでいるのではないかという問題が出てきそうな気がしますので、むしろある程度しっかりしたバランスのとれた構造になるような、加算方式の方で捉えているような価格点の付け方をして、環境配慮の点数とある程度同じ程度の重みになるような構造を持たせて、それで考えるとか、一定の論拠を持って、何で割るかというところをちゃんと決めた方がいいのではないかというふうに思います。それが意見としてはひとつです。

それから 2 点目は、排出係数のところを事業者全体のもので行っていると、どうしても外れてしまうものが出てきて、それに対してメニュー別で少し環境に良いものを取り上げられるようにしようという考え方は、ひとつの考え方としていいのではないかと思いますので、賛成したいと思いますが、ただ、この標準点を評価するところはメニュー別を取り入れて、該当するものがどうかというところでいいと思うのですけれども、加算点の方については、例えば事業者全体で、全体が良くなってくれるのがいいとか、そういうところの評価もあるかと思いますので、メニューでやる方を取り上げて考える方がいいのか、事業者全体で考えて取り上げる方がいいのか、そこのところをしっかりと吟味をして、適切な組み合わせで加算点の評価がされるというようなことを、しっかり考えた議論をぜひ進めていただきたいというふうに思います。意見としては以上でございます。ありがとうございました。

松田委員： この議論に関して、まずスケジュールの方なのですが、27 年度の導入を目指すべく今年度議論を進めていくということについては賛同いたします。この議論を始めるにあたって、先ほどいくつか裾切り等の話も出てきたのですが、例えば二酸化炭素排出係数がある一定の比率、今までで言うと、今後導入される 0.435 を下回ると総合評価方式に関わらず、一斉に全て排除というか、入札参加できないのかどうかといったところがひとつのポイントになるのかなというふうには思っていたのですが、事務局から 18、19、20 ページでご説明いただいたように、事業者全体の排出係数は、当然エネルギー基本計画ですとか温暖化対策計画に基づいて、もちろん今後見直しがあり得るかもしれないけれども、現状の計画に基づけば、そういう方向で全体としては減らしていくのは重要だけれども、それだと入札に参加できない事業者もいるので、メニュー別の排出係数に関して評価をするといったような案を出していただいたということについては、ひとつの合理的な考え方ではないかなというふうに考えておりますので、この方向で検討を進めていただければというふうに思います。その上で、小川委員がお

っしやったように、加算について、全体の係数で見ると、メニュー別の係数で見るとといった点については、20 ページに、事務局の考えとしては、加点項目は事業所全体の排出係数で評価するというふうに想定しているということで、ここについても議論を今後進めていければと思うのですけれども、ひとつの考え方として、事業者全体を評価した上で、ただし、その入札に関しては再エネメニュー等を評価していくというようなやり方というようなかたちで、バランスを取りながら評価していけば、よろしいのかなというふうには思っております。現時点での意見としては以上です。

高村委員： 前回の議論、私、途中で抜けてしまったと思うのですけれども、総合評価落札方式を今回検討して、しかも具体的なスケジュール感も示していただいたということ、ある意味では大変前向きなご提案をいただいていると思っています。今までの議論にもありましたけれども、総合評価落札方式にしたから自動的に再生可能エネルギーが増えていくというものではないというふうに思いますので、これは次回に向けてということで、より詳細検討されると思うのですけれども、まさにスライド 18 中心にあります、評価項目を何にし、それについてどういう設計で評価を行うのか、あるいはどういう配点の仕方をするのかということによって、方式を変えることの意味合いというのは変わってこようかと思います。そういう意味で、検討していただくにあたって、もう今までも議論の中でもご意見が出ていたと思いますけれども、やはりひとつは 30 年度まで調達する、特にこれは公共調達ですので、政府の調達電力の 6 割以上が再エネ電力とするという目標と整合的な効果を持つ方式、あるいはその評価方法の設計がなされるべきだというふうに思います。今日は出されていなかったかもしれない、見落としていたら申し訳ないので、先般閣議決定された温暖化対策計画、政府実行計画も含めて、フォローアップの会議が、プロセスが始まっておりますけれども、その資料に、エネルギー庁の基本政策分科会にも出されていたと思いますが、30 年度までに調達する電力の 6 割ということが目標ですけれども、23 年度の再エネ調達率は 19.1%という数字が出されていたと思います。これは事務局に確認をさせていただければと思いますが、かつ 22 年度と比べて 1.6%減になっているということでもあります。もちろん、電力事業を取り巻くとか、市場を取り巻くいろいろな要因があつてというふうに思いますけれども、やはり 30 年度までの目標を目指して対策をしっかり加速しなければいけないというのが、政府の、特に公共部門の方針だと思いますので、それに見合う、適う方式に意図してやっていただきたいというふうに思っております。いろいろなシミュレーション、評価の項目立て、それからその配点等々、今日もシミュレーション出していただいています、大原則として再エネを増やす、今よりも増やすという設計にさせていただかないと、やはり今回方式を変えるということの政策上の正当性がないというふうに思いますので、これは強くお願いをしたいと思います。

実際の評価項目について、いくつかご検討いただきたいというふうに思っているところがあります。ひとつはメニュー別についてです。これはひとつ論点だと私も思います。ただ、これは先ほど小川委員もおっしゃったのですが、もしメニュー別を認めるのだとすると、やはりそれについて事業者全体の排出係数なり、再エネ調達量というものがし

っかり評価をされないと、ある特定のメニューを作って、それ以外のところは全く排出係数の改善をしていない、むしろ悪化しているというような、そうしたかたちが認められるというのは、公共調達を利用して、再生可能エネルギーを社会的にも増やしていくインセンティブをつけるという意味でも適切ではないというふうに思います。従って、メニュー別についての議論をしっかりとするとともに、仮にメニュー別を認めるとすれば、今回スライド 18 の加点項目で入れていただいていると思いますけれども、やはり事業者全体の排出係数ないしは再エネ導入率というものをしっかりと評価の中に入れ込むということが必要だと思います。

2 つ目の点ですが、これはぜひ検討いただきたいところです。何かと言いますと、これは以前、対象となる再エネが何かということで残っている論点でもあると思いますけれども、電力の公共調達の役割というのは、今、GX 製品やサービスの文脈で議論をされ、そうした期待が高いと思っております。つまり、国が、場合によっては少々高くても、環境配慮型の製品、サービスの拡大に投資をし、そうすることでそうした製品、サービスの更なる開発、市場を作っていく。それによって、大量導入によって、大量の大きなマーケットを作ることによってコストを低減していくという、こうしたインセンティブを生み出すものとしての公共調達というものに対しての期待であります。その意味で、今回再エネの定義という文脈でなくてもだと思えるのですけれども、やはり追加性のある電源からの調達かどうかという点は、例えば加点項目の中で考慮しても良い事項ではないかというふうに思います。これが 2 つ目です。

あとスケジュールについてですけれども、スケジュールについては先ほど松田委員がおっしゃったと思うのですが、私はこの事務局から提案されているスケジュールで少なくともその議論を進めるということをサポートしたいと思います。事務局の資料にもありますけれども、25 年度に検討した上で、仮に決めたとしても、それが実際適用されるのは 2027 年で、26 年度で周知をし、これは例えばそれぞれの政府部門であったり、あるいはそれを基にした自治体であったり、方式について検討して 27 年度から適用するという、こうしたスケジュール感でこの環境配慮契約法の電力の部門の調達は動いていると思います。そういう意味では、今のスケジュールでも適用できるのは 27 年度だとすると、やはり検討は急いだ方がいいというふうに思います。

もうひとつは、どうしても多分、事務局で非常に力を割いてシミュレーションをしていただいても、実際に適用しながらその効果を見るという作業が必要になるのではないかと。それによってチューンアップしていくということが必要になるのではないかとということも思っていて、むしろそういう意味では、よりしっかり再エネが公共部門に導入されていく制度をしっかりと検討するのですけれども、同時に、導入をしながら課題発見をしてチューンアップしていくという意味でも、あまりこの導入のための検討だけに時間を割くということではない方が良いのではないかというふうに思っています。もちろんこれは 30 年度の目標について先ほど申し上げましたように、かなり大きなギャップがあるので、やはり早々に対策を加速する必要があるという観点からも、そのように思っております。以上です。

岩船委員： 私はこの詳細のルールに関しては、そこまで強い意見はないのですけれども、やはり、今、高村委員からお話があったように、実際にやってみないとわからないところがあると思いますので、あまり導入のための議論に時間をかけすぎないというのも重要なことだと思います。

21 ページに説明した資料があったと思うのですが、この表だけ見ても、正直に言ってどういうふうに計算したのかがわからなくて、標準点、加算点自体がダイレクトにこの表の中からは読めないわけで、きっとこの 40 とかだと思うのですが、この資料を見て、事業者が具体的に計算し得る、環境配慮の加点というのが実際どういうふうに効いているのかということが、この表だけ見て計算できるぐらいの資料を用意すべきではないかなとシンプルに思いました。先ほどの小川委員からのご説明で大分理解が進んだのですが、その説明がないとわからないのは表の作りとしてどうなのかなど思いましたので、事業者が環境配慮の重みが伝わるような資料作りというのをぜひ、どうせシミュレーションするのであれば、お作りいただきたいと思います。以上です。

小川委員： 1 点だけ意見を忘れていたものがありますので、申し上げたいと思うのですが、10 ページのところに、排出係数のしきい値の引き上げの方向性ということで、事業者全体の平均的な排出係数とかが出ているのですが、そういった意味では、まだ環境配慮契約法で契約をしてないところの調査とか、そういうことをかなりしっかりとアンケート調査とかそんなことでサーベイをされて、行っていたように思いますので、環境配慮契約法の対象になったものについて、排出係数がどう変化してきているかというのを調べることは難しいかどうかでしょうか。もし、ある程度可能性があるようだったら、その部分もちゃんと押さえて、環境配慮契約法で排出係数がこういうかたちで下がるという効果を持つことができます、というようなことを示すことができると、それなりにまた理解されるものが深まるのではないかという気もするのですが、その点なかなか難しいことだと思いますけれども、できるかどうか少しご検討いただけないかなという気がいたします。以上です。

高村委員： 今、小川委員からあった点、直接この方式に関わらない点は、またその他事項のところでも発言させていただこうと思うのですが、1 点、総合評価落札方式の観点で、今日資料を付けていただいているのですが、次回に向けて、地方公共団体で先に導入をしているところについて、もう少し詳細な情報を聞き取るなりして、把握をしていただけないかという点です。と言いますのは、先ほども申し上げたように、どういう評価項目でどう配点をして、あるいは実際にやってみてどういう課題があるのかということ、やはり先行している自治体、東京都ですとか、特別区の港区とかのご紹介がありますけれども、そのお話を聞いていただくというのは、我々にとっても非常に重要な情報ではないかというふうに思っております、その点ぜひお願いをしたいと思います。例えばひとつの例ですが、先ほど藤野委員がおっしゃいましたでしょうか、やはり大変面白いのは、自治体になると、特にやはり地域からの再エネ調達というところで一定の評価の項目、加点の評価を与えるような、そうしたやり方もされていると思いま

す。国の政府の機関について適用するのがどうなのかという点がありますが、自治体においても、今回仮に決めるとすると、それをベースに、自治体のところで検討される時に、ある意味で自治体固有の、あるいは追加的な評価項目設定の可能性として考えられるものというものも、こうした地方公共団体の先行例からわかるかと思うので、次回のこの委員会に向けて情報収集、検討いただければと思います。以上です。

岩船委員：　ここで申し上げるのが適切でなければお詫びしたいのですが、今回、あくまで電気の供給を受ける契約における総合評価落札方式なので、電気だけがバウンダリーなのは理解できるのですが、先ほど事業者全体の CO₂ 排出係数を下げを求めていくとか、いろいろなご意見があったのですが、電力だけにすごく厳しい制約を課していくというのも、そもそもどうなのかという気も少ししています。例えば化石を使うことを、化石から電氣化することによって CO₂ を下げるといような方向も十分あり得ると思いますので、少しそこは他のエネルギー利用とのバランスをとった議論というのどこかに、もちろんここではないのかもしれないのですが、そこも少し念頭に入れていただいて、電力の制約だけすごく厳しくなっていくようなことにならないと良いと思いました。以上です。

松村座長：　本来は座長があまり発言するのかもしれませんが、私も一委員として発言させていただきます。まず、最後に岩船委員がご指摘になった点は、この委員会にふさわしくない発言だとは思いません。そのような発言、今後にも必要に応じていただければと思います。

それから、スライド 18。ずっと問題になっている標準点です。二酸化炭素排出係数で「事業者全体 OR メニュー別排出係数」となっているのは、どうして OR にしなければいけないのかがよくわかりませんでした。例えば、事業者全体の排出係数が、数字自体には意味がないのですが、とりあえず例えば 0.435 以下、あるいは事業者全体の排出係数が 0.520 以下で、かつメニュー別排出係数というか、契約を用意し、そのメニュー別の排出係数というのが 0.435 以下という、そういう 2 本立てでやる。つまり最低限排出係数として満たさなければいけないもので、それが本当に文字通り最低限だったとすれば、メニュー別で補正しなければいけないという、そういう格好で標準点を設けることも可能だと思います。メニュー別というのはとても有力な考え方で、ぜひ推進していただきたいのですが、一方でグリーンウォッシングの可能性が十分あるやり方で、排出係数自体はとても高いのだけれど、特定の低排出のものを 1 つのメニューに集中して低く見せかけることも可能だということを考えると、現行、つまり今予定されている 27 年度ではなく、足元の 25 年度のものよりも後退していることになりかねない設計になる。しかし今のような標準点と加点項目の 2 本立てということをするれば、そのようなことは防ぐことができると思います。それも選択肢なのではないかと思っていますので、もし難しいとすればどうしてなのかというようなことを、今後示していただければと思います。

それから、概ね除算方式については賛成いただいたと思いますが、小川委員から懸念

点というのもお伺いしました。確かに価格は、強烈に低ければ、性能がとても低いとしても、勝ち残るというようなことはあり得るということですが、それは除算方式なのか、加算方式なのかの違いではないと思います。加算方式を取ったとしても、価格点というのに強烈なウェイトを置けば、価格がほぼゼロであれば確実に勝てるという制度も可能。その2つの選択の問題ではないと思います。加点項目、あるいはその配点だとか、そういうところの作り方の問題なのではないかと思います。さらに、もし電気事業連合会のご意見のように、標準点という考え方をやめるなどというような極端な意見を採用すれば、全く別だと思いますが、ここで最低限のクオリティというのはちゃんと確保されているということで、価格が強烈に安いということ自体は、入札をやる以上、それはそれできちんと評価されるべきなのではないかと思います。現実的に考えて不当廉売と思われるような、コストに見合わないような、すごく低い価格で入れるようなことは、どの道あまり現実的ではないと思います。一方価格が強烈に低いところを取るということ自体を否定する必要はないと、私は委員としては思いました。以上です。それでは、事務局から全体に対して何か回答することあればお願いします。

環境省： 松村座長からもお話いただきましたけれども、小川委員からお話いただいていた、価格がかなり低いところ選ばれてしまうのではないかとということなのですけれども、価格と環境配慮というところは、どちらも公共調達という面では重要なことと考えておりますので、環境配慮という面だけではなくて、価格とのバランスも考えながら、考えていきたいと考えておまして、ただ、価格がどのくらい下がると、どのタイミングで逆転するのかなというところはちょっとシミュレーションをしてみて、次回もし必要であればお見せできればと考えているところです。

また、小川委員からご質問いただきました、二酸化炭素排出係数の事業者全体がいいのか、メニュー別排出係数がいいのかという、加点項目のところなのですけれども、冒頭でもお話ししましたけれども、全体として事業所全体の排出係数を下げていきたいという思いもありますし、メニュー別排出係数で考えていくと、やはり再エネというメニューもかなりありますので、そう考えると、メニュー別というところ、排出係数が0とか0.01とか、かなり僅差での戦いになってきて、あまり差がつかないのではないかなと思っておまして、そういう意味でも、事業者全体の排出係数で頑張っていただいているところを加点項目として優先的に契約できるようなかたちにすればいいのかなというふうに思います。

高村委員からご指摘いただいていた、実際そのシミュレーション云々というより導入してみなければわからないというところは、おっしゃるとおりかなと思っておまして、ある程度しっかり検討した上で総合評価導入というところは進めていきたいと思うのですが、総合評価導入した上で、そこの実行の中でもどのような状況になっているのか、環境配慮と価格というところが、どの程度のバランスで契約できているのかというところは、適宜フォローアップというか、実績というのを確認していきたいと考えているところです。

岩船委員からご指摘いただいていた、21 ページ目のシミュレーションのところ

すが、わかりづらい仕様になってしまっていて申し訳ないのですが、16 ページ目に書いてある除算方式、加算方式の右側に、それぞれ総合評価点の計算の仕方を書いておりまして、これのとおり計算をしております。除算方式であれば、標準点と加算点を価格で割っているというかたちで評価をしているところなのですがけれども、小川委員からもご指摘があったとおり、わかりづらいところがあったと思いますので、そこは次回以降見直しをしていきたいと思います。

あとは小川委員から再度ご質問いただいていた、環境配慮契約法の対象となった事業者に関しては排出係数が引き下げられるのか、どのくらい引き下げられているのかというところなのですがけれども、去年の第3回の環境配慮契約法の親検討会で実はお見せしておりまして、今資料投影しますが、環境配慮契約法を実施した場合は全国平均で 0.345、環境配慮契約法未実施の場合は 0.411 というかたちになっておりまして、環境配慮契約をできているものに関しては、排出係数が少ない、低い業者を優先的に契約できているのかなと思います。ただ、どのくらい変遷があったかというのが、これは毎年出している資料ですので、そこを昨年度の資料をつなぎ合わせて、徐々にどういう変遷になっているのかというところはお見せできるのかなと思います。

高村委員からご指摘いただいた、先に自治体の方で導入しているところ、自治体の状況について聞き取りしてみてもというところなのですがけれども、実際、自治体の方でやっている契約というのが、自治体はかなり規模としては小さいので、その地域、そのエリアでの地域貢献みたいなのところも評価に入っていたり、やはり多少複雑なやり方であっても、ある程度調達する人たちが限られていますので、しっかり教育できて、電気契約については、しっかりその示した方向性で契約できるというところがあるかと思うのですがけれども、国の契約といいますと、全国に国の事務所があり、小さい事務所だとか、調達者がかなりたくさんいますので、そういう方々全員に理解していただいて、それで適切に環境配慮契約をやっていただくという観点で言うと、ある程度シンプルなかたちで、わかりやすいかたちで出していく、環境配慮契約のやり方、あり方というのを出していくのがいいのかなと思うのですがけれども、もちろん実際に先端的にやっているところのお話というところ、やってみてどうだったのかというところは聞き取りが必要かなと考えておりますので、実施していきたいと思います。

松村座長からご指摘いただいていた、標準点の二酸化炭素排出係数が、事業者全体 OR メニュー別排出係数となっておりますのが、わかりづらくて恐縮なのですが、事務局案としてはメニュー別排出係数でいいのかなと考えておりました。議論の中で、決め打ちでメニュー別排出係数というのではなくて、事業者全体として考えてもいいかなと思いますし、メニュー別排出係数というふうに考えてもいいと思いましたので、選択肢というかたちで、事業所全体 OR メニュー別排出係数というような記載をさせていただきましたので、契約の時に、事業者とか調達者がどちらかを選択できるような方式ではなく、そのどちらか、メニュー別排出係数だったらメニュー別排出係数で標準点の評価項目に満たすのかどうかというところはできればいいのかなと思っておりました。

環境省： 若干補足しますが、先ほど申し上げたことで尽きているのですが、バックデータを充

実させるべしというご指摘を賜ったと思っていますので、先ほどお示しした昨年度のデータのみならず、お出しするデータはないか検討の上で、この場にも提供したいと思いますし、自治体のヒアリングも、やってみてどうだったのか、なかなか難しいということなのか、これならできますということなのか、これは本庁舎では無理だということなのか、いろいろあると思いますので、よく聞いてみたいと思います。リバーオークションとか非常に意欲的だなというふうに思いますし、国の方でも、大きいところ小さいところ、いろいろありますので、そういったところでどれくらいできるのかをフィジビリティを含めて、いろいろ聞いてみたいというふうに思います。

また、電気だけが厳しくという話もありまして、大事な指摘で、政府実行計画に則って、これを政府全体でやっていこうという中で電気の部分という話を踏まえてやっていこうということのつもりなのですが、別途ご指摘もありましたけれども、電気のところで、これまでの取組からして、総合評価ということで訴求して減っていくということが若干見えにくくなるかもしれないので、そのところで対策がしっかり進むということでやっていきたいというふうに思いますし、そういう意味でもシミュレーションをどれだけできるかというので、これを見た事業者はどう思っていたかというところは不十分なのはそのとおりで、価格の関係も含めて配点次第だったり、あるいは標準点をどこから減算するのか加算するのかというところ次第のようなどころもありまして、今日そまでお示しできていないので、イメージがわきづらくなっていますけれども、そのところも詰めて、先ほど再エネも追加性の有無とかいうような話もありましたので、そういった点を含めて、もう少し資料を充実させて、そういう意味では、次の回は、この場合はこう、というお示しの仕方になるかもしれませんが、いろいろと検討して、お諮りするようにしたいというふうに思います。補足は以上でございます。

松村座長： ありがとうございます。もし、今の事務局の説明を踏まえて追加的に発言あれば、お願いします。

小川委員： 先ほど、除算方式のところで価格が下がると、というところをだいぶ強く取られて、いろいろご意見があったと思いますけれども、私が申し上げたのは、16 ページのスライドのところの除算方式の白い丸の2つ目のところに「入札価格で除算するため、入札価格が下がるに連れて技術（標準点+加算点）の評価にかかわらず価格の影響が過大になる」ということを、そちらの資料でコメントされていて、それに対して加算方式がどういう結果をもたらすかということで、場合によっては、そうであるがゆえに加算方式の方を取っているものもあるというようなところをどこかに書かれていたと思うので、その点で申し上げたのですけれども、そんなに強く価格の引き下げ云々ということを議論しようと思ったわけではなくて、スライド 21 で、除算方式でやったケースと加算方式でやったケースの両方の結果が出せる状況になっていると思いますので、この ABCDE ということで付いている除算方式の順位と加算方式の順位が、それぞれの入札価格がどこまで下がると、逆転するみたいなことが起こるかということをやちゃんとチェックをされて、それで除算方式を採るのがいいのか、加算方式を採るのがいいのかというのを、しっか

り検討された方がいいのではないかというような意味合いで申し上げておりましたので、価格が非常に大きく影響するから除算方式でない方がいいと、そういったようなことを強く言おうとしたわけではありませんので、そこは誤解のないようにしていただきたいのと、今の除算方式と加算方式と、そういうところでクリティカルにどういうところで変化が出てくるかというのは、材料としても非常に重要だと思いますので、次回の委員会でもし間に合うようであれば、そういったところも検討いただいて、示していただけないかなという気がします。

それから先ほど排出係数について、環境配慮契約法の1年分のものを見せていただいて、時系列でも一応過去のものがあるということでしたので、時系列でどう変化しているかというのを示していただいて、平均的な日本の変化に対して、環境配慮契約法で取り扱っているものが、やはり下がる効果が一定のかたちで寄与できているというようなところが示されれば、それはそれで環境配慮契約法をやってきたことの成果のひとつとして捉えてもらえるものになると思いますので、そういった材料もぜひご提供をお願いしたいと思います。以上です。

松村座長： ありがとうございます。他に追加のご意見はありますか。重要なことなので、次回もこの議論をさせていただくことになると思いますが、その時には、今、要望にあったような資料を可能な限りで整えていただければと思います。

（２）検討スケジュールについて

松村座長： それでは、次の議題に移りたいと思います。電力以外の契約類型も含めた本年度の環境配慮契約法基本方針等の検討スケジュールについて説明をお願いいたします。

環境省： （資料3説明：省略）

松村座長： ただいまの説明について、ご質問、ご意見等があれば、発言をお願いいたします。

高村委員： 先ほど、その他のところで申し上げたのですが、ここにも関わると思うので、スケジュールのところで発言をさせていただこうと思います。総合評価落札方式の議論、なかなか大変な議論を詰めていただく作業があると思うのですが、同時にやはり当面、これは前回の専門委員会でもいくつか指摘がされていると思います。実際に足元から、こうした環境配慮契約を行う公共部門を増やして、政府部門も増やしていくという観点から、例えば今日の資料のスライド2の5番目にも書かれていますけれども、ひとつは未実施機関に対する対応、それから各省庁の、あるいはその省庁が所管をしている独立行政法人、特殊法人等を含めた、特に電力使用量の大きな部門に対する対応の強化、そしてもうひとつ、これは落札方式とも関わってくるのですが、長期契約によるコストの低減という可能性もあるというふうに思っていて、長期契約についても検討いただきたいと思っています。そういう意味で、次回第2回のところで、

当面足元の、つまり来年度に向けて、具体的に何をするかという点についても、ぜひご提示をいただきたいというふうに思います。以上です。

松村座長： ありがとうございます。スケジュールについて、今、説明をいただいたわけですが、それ以外の点もあれば、併せて承りますので、ご発言の希望をお願いいたします。よろしいでしょうか。それでは、具体的な要望もありましたので、事務局の方からもし回答することがあれば、お願いします。

環境省： お話いただいたとおり、第3回でもお話しいただいていたので、環境配慮契約の未実施機関のフォローアップだとか、電力契約、長期契約ができるのかどうかということの検討もしていきたいと考えております。このあたりのお話は、第2回もしくは第3回の電力専門委員会でお示しできればと考えております。

松村座長： ありがとうございます。それでは、議論はもうないので、ここで終わらせていただきます。本日委員の皆様から出されました、本年度の電気の供給を受ける契約に関する検討事項等についてのご意見を踏まえて、事務局において、総合評価落札方式の詳細について、第2回電力専門委員会の議論の資料を取りまとめていただくことにします。他にご発言がないようでしたら、議事進行を事務局にお返しいたします。

環境省： 松村座長、ありがとうございます。委員のみなさまには、熱心にご議論いただきましてありがとうございました。本日の議論を踏まえて、第2回の電力専門委員会において、具体的な事務局案について、検討を進めていきたいと考えております。第2回の電力専門委員会の日程については改めて事務局より連絡させていただきます。それでは、以上をもちまして、第1回環境配慮契約法基本方針検討会電力専門委員会を終了させていただきます。ありがとうございました。

以上